平成２３年（フ）第４５８号
北海道茅部郡森町字常盤町139番地の１
債務者　石井　弘美
１　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
函館地方裁判所
平成２３年（フ）第１３６１号
さいたま市岩槻区太田１丁目７番68―202号
債務者　青沼　洋也
１　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１８３３号
さいたま市見沼区大字南中丸82番地３　森下ハイツＡ201
債務者　高畠　　貢
１　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１８３８号
埼玉県川口市大字道合95番地の10
債務者　渡邉　晃仁
１　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１８４８号
埼玉県鴻巣市松原１丁目12番20号
債務者　小濱　　孝
１　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第１９４２号
さいたま市岩槻区大字岩槻6948番地　レオパレス城北Ａ202、旧住所さいたま市見沼区春岡１丁目31番地19　レオパレス21松本Ⅱ202
債務者　羽立江里子
１　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第３１９号
千葉県佐倉市鏑木町１丁目８番地５　リバーサイドコーポ103
債務者　日下部和代
１　決定年月日時　平成23年11月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
千葉地方裁判所佐倉支部
平成２３年（フ）第１３９号
千葉県君津市外箕輪２丁目10番35号　306
債務者　黒川　昌克
１　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部
平成２３年（フ）第１４８号
千葉県富津市湊1098番地
債務者　苅込　一男
１　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部
平成２３年（フ）第１５６号
千葉県君津市久留里市場11番地２
債務者　関谷千鶴男（旧姓廣瀬）
１　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部
平成２３年（フ）第１７７号
千葉県木更津市請西１丁目９番１号　ベルカーサ102号
債務者　太田　君子
１　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
千葉地方裁判所木更津支部
平成２３年（フ）第５３７号
愛知県刈谷市原崎町６丁目219番地、前住所愛知県刈谷市池田町２丁目402番地　グローリアス刈谷池田第２―105
債務者　阪田　陽子
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２３年（フ）第６１０号
愛知県岡崎市舳越町字本郷27番地１　コスモピアまつ101、旧住所愛知県岡崎市中島町字中道10番地　レオパレス鈴風104
債務者　高瀬　　誠
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２３年（フ）第６２３号
愛知県岡崎市伊賀町431番地４　稲垣荘西、前住所愛知県岡崎市中園町字欠間72番地１
債務者　吉岡　康江
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２３年（フ）第６２６号
愛知県岡崎市柱町字下川田１番地１　マンションゆたか401、前住所宮城県岩沼市二木２丁目７番８―402号
債務者　飯田しのぶ
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２３年（フ）第５５２号
兵庫県神崎郡福崎町福田387番地１、従前の住所兵庫県姫路市船津町5293番地19
債務者　橋本　純二
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部
平成２３年（フ）第５５６号
兵庫県姫路市勝原区丁702番地１　ＢＬＯＯＭ花見田Ⅱ102、従前の住所兵庫県たつの市新宮町宮内162番地１
債務者　三宅　基裕
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部